

令和 7 年 度 上峰町職員採用募集要項

- | | |
|------------|---------------------------------|
| ○職 種 | 一般事務（高卒程度）
一般事務（社会人経験者） |
| ○採用予定年月日 | 令和 8 年 4 月 1 日 |
| ○第 一 次 試 験 | 令和 7 年 9 月 21 日（日） |
| ○受 付 期 間 | 令和 7 年 7 月 14 日（月）～ 8 月 18 日（月） |

佐賀県三養基郡上峰町

受験申込書請求先及び申込先

上峰町役場総務課総務係
〒849-0123
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所 383 番地 1
TEL (0952) 52-2181

1 試験区分及び採用予定人数

試験区分	採用予定	職務内容
一般事務 (高卒程度)	若干名	一般事務に従事します
一般事務 (社会人経験者)	若干名	一般事務に従事します

2 受験資格

試験区分	受験資格
一般事務 (高卒程度)	・平成 10 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日までに生まれた人
一般事務 (社会人経験者)	・昭和 61 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、民間企業等での職務経験が 3 年以上ある人

上記の受験資格があっても次のいずれかに該当する場合は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 拘禁以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 上峰町の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、会場、方法及び合格者発表

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は第一次試験の合格者について行います。

(1) 第一次試験

ア 試験日時

令和 7 年 9 月 21 日 (日) 午前 9 時 30 分集合

職務能力試験 10 時 00 分から 11 時 00 分まで

職務適応性検査 11 時 10 分から 11 時 30 分まで

イ 試験会場

上峰町役場 (佐賀県三養基郡上峰町大字坊所 383 番地 1)

ウ 試験の方法

試験区分	科目	時間	内容
職務基礎力試験	職務能力試験 (BEST-A)	60 分 10:00～11:00	基礎的な内容についての 4 肢択一式 60 題の筆記試験（出題予定分野は別表のとおり） ※特別な対策や勉強は不要です。
	職務適応性検査 (BEST-P)	20 分 11:10～11:30	公的部門の職員としての職務への適応性を性格傾向の面からみる 4 肢択一式 150 題の検査

別表

試験区分	出題予定分野一覧
職務基礎力試験	・論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な問題 ※「国内外の社会情勢への関心と理解等」の問題では、公的部門の職員として必要な基礎知識（社会常識や義務教育の中で学んだこと）やニュース等で報道された内容が出題されます。 ※特別な対策や勉強は不要です。

エ 第一次合格者発表

令和 7 年 10 月上中旬（予定）に合格者の受験番号を上峰町役場に掲示するほか、上峰町ホームページに掲載します。また、合否を受験者全員に郵送にて通知します。

(2) 第二次試験

ア 日時及び会場

令和 7 年 11 月中旬に行う予定です。

日時及び会場は、第一次試験合格者に通知します。

イ 試験の方法

試験区分	科目	時間	内容
全試験区分 共通	適正検査	80 分	能力特徴の判定及び性格特性を客観的に見る性格検査
	作文試験	90 分	思考力、論理性及び文章による表現力等を総合的に評価する筆記試験（一般的課題を出題）
	面接試験 (別日程)	30 分程度	職員として適する人物かどうかを評価する個別面接

(3) その他

受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査します。

(4) 最終合格者発表

令和 7 年 12 月中旬（予定）に合格者の受験番号を上峰町役場に掲示するほか、上峰町ホームページに掲載します。また、合否を受験者全員に郵送にて通知しま

す。

4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験区分毎に作成される採用候補者名簿に登載されます。名簿の有効期間は、令和8年4月1日から原則として一年間とします。
なお、名簿に登載されても必ず全員が採用されるとは限りません。
- (2) 採用候補者名簿に登載された者の中から、入庁の意思を確認した後、上峰町において採用者を決定します。
- (3) 採用者には、採用通知を発送します。

5 給 与

- (1) 給与は、原則として次の額が支給されるほか、期末・勤勉手当、時間外勤務手当、通勤手当、住居手当、その他の手当が上峰町職員の給与に関する条例に基づき支給されます。
- (2) 勤務経験がある場合は、経験年数に応じて給与を算出します。
- (3) 勤務経験が複数ある場合は、通算できます。

区 分	大 学 卒 程 度	短 大 卒 程 度	高 校 卒 程 度
初任給 月額	行政職 1 級 21 号 本 俸 214, 100 円	行政職 1 級 13 号 本 俸 201, 400 円	行政職 1 級 5 号 本 俸 188, 100 円

- (4) 福利厚生として、地方公共団体職員を対象とした各種共済・保険（火災・自動車共済、任意共済等）へ加入できます。

6 受験手続及び受付期間

(1) 申込書等の交付

申込書及び試験案内は、上峰町役場総務課で交付します。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書きし、140円切手を貼った、宛先明記の返信用封筒（角型2号）を同封して、上峰町役場総務課に郵送してください。

(2) 申込先及び申込手続き

申込書に必要事項を記入し、85円切手を貼り、写真欄に令和7年4月以降に撮影した本人の写真を貼って、上峰町役場総務課に持参するか、役場総務課に郵送してください。

ただし、郵便で申し込む場合は必ず配達証明郵便にてお送りください。

(3) 受付期間

令和7年7月14日（月）から8月18日（月）まで、土・日曜・祝祭日を除く午

前 8 時 30 分から 17 時 15 分まで受付けます。

郵送の場合は、令和 7 年 8 月 18 日（月）の消印のあるものまで受付けます。

7 問い合わせ先

上峰町役場 総務課 総務係

住 所 〒849-0123 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所 383 番地 1

電 話 (0952)52-2181

E-Mail soumu@town.kamimine.lg.jp